

「
祇園新橋の風情を
これからも、守る
」



画：岸本信夫

祇園新橋景観づくり計画書

ご挨拶

祇園新橋の風情を良しとして、居を構えられる方、土地を求められる方、商いを営まれる方、さまざまな思いでここに来られる皆さまにお願いがございます。

祇園新橋、白川は、そこに息づく人々が醸し出す、祇園の空気感を体感できる唯一の空間と自負いたします。京都を代表するこの町並みは、昭和51年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けましたが、時代の流れと共に、今まで守られてきたこの町のしきたりや価値観は希薄になり、風情や空気感の維持が難しくなってきました。先人が築き上げた、伝統ある町並みと文化を受け継ぎ、その矜持とともに未来に伝えていかなければなりません。

新たにご縁が出来ました皆さまと共に、手を取り合いこの役割を担っていきたいと思います。

祇園新橋景観づくり協議会
代表 奥田 朋子

— 祇園新橋で生きることの矜持 —

この通りに足を踏み入れた時、「この町をまもらんとあかんで」と先人の声が聞こえるようです。人と人との関係に常に心を配り、「祇園でこんなことしたら恥ずかしい」という意識が未だに息づいています。

しきたりと作法、質の高いもてなしのこころ。これらが、何世代にもわたって洗練されながら受け継がれ幾重にも積み重ねられた、京都の花街の風情を色濃く残すまち、それが祇園新橋です。

私たちは、その長い歴史のほんの一部を担うにすぎませんが、祇園新橋の文化を受け継ぎ次代に継承していく、その役割に恥じない振る舞いが出来ればと考えています。

目次

祇園新橋景観づくり計画書の体系

1. 祇園新橋を形づくるもの 03	2. 地域の景観づくりの将来像と目標 04	3. 事前協議の方法 05	4-1. 地域まちづくり活動に、一緒に取り組みましょう。 07
			4-2. 町並みに、お互い配慮しましょう。 ・ 配慮事項 1: 建物、工作物等 ……08 ・ 配慮事項 2: 屋外広告物等 ……09 ・ 配慮事項 3: 地域で商いを営む際のマナー ……10

1.

祇園新橋を形づくるもの



歴史的な町並み景観

この地は祇園社の門前町として開けた地です。江戸時代には四条河原にお茶屋が集まっていましたが、その中で正徳2年（1712年）に茶屋町として元吉町、末吉町、橋本町、清本町、富永町、林下町の「祇園内六町」が開かれたのが祇園新橋の始まりといえ、祇園の中でも花街として現存する最も古い地区となっています。

町並みを構成する建物は、そのほとんどがお茶屋として建てられた町家で、通り全体がすぐれた統一感をもっています。建物正面の1階には千本格子や駒寄せ、2階には張り出し縁に格子手摺、軒がそろった棧瓦の屋根など、直線的な構成の中に、2階の簾がやわらかさを加え、細やかで引き締まったデザインとなっています。さらに、のれんや提灯や幔幕は、季節や行事を告げる風物詩です。

私たちが受け継いできた町並みは全国的にも高く評価され、昭和51年（1976年）6月に「伝統的建造物群保存地区」に指定され、同年9月には全国で最初の「重要伝統的建造物群保存地区」のひとつに選定されることで、文化財として位置づけられています。



地域の要である辰巳大明神

辰巳大明神は、もとは旧家の屋敷神として祀られていましたが1900年代はじめに旧家の移転に伴い、地域に受け継がれました。当時は巽橋のもとに小さな祠として祀られていましたが、戦後に巽橋の改修にあわせ現在の場所に鎮座され、無病息災、技芸上達、商売繁盛の氏神として、また地域の要として大切にお守りしています。

年4回の祭事（初午祭、寒供養祭、土用供養祭、お火焚き祭）を住民が中心となり執り行っています。辰巳さんは地域の絆を深める役割も担っておられます。

境内の玉垣の奉納は、辰巳大明神のご利益の表れであり、地元の皆様の辰巳さんに対する想いの表れです。



地域のまちづくり

地域では、辰巳大明神の祭事や祇園祭、地藏盆など数多くの地域行事、防災訓練、避難訓練といった防災活動などに取り組んでいます。また清掃活動では、個々の門掃き、水撒きの日常の清掃行為に加え、地域をあげて日ごろ出来ない白川の清掃、落ち葉の清掃などを行うことで、住民の交わる機会も作りながら、まちの風情を守っています。

2.

地域の景観づくりの将来像と目標

祇園新橋の文化の継承、地域の協働での取組、魅力ある空間づくりを通じて、祇園新橋の価値を受け継ぎ、さらに高めて後世に伝えていきます。

祇園新橋の文化の共有と継承

- ・先人達が積み重ねてきた品格ある振る舞いを受け継ぎ、地域の文化を守り育てます。
- ・辰巳大明神の祭事、地域の行事等、協働の取組を進めます。
- ・祇園新橋の風情を守るよう、互いに配慮しあうとともに、協力して課題に取り組みます。

伝統的な建造物の維持、保全

- ・歴史的な風情を守るため江戸末期から昭和初期に建てられた伝統的な建物を保存し、適切に維持管理します。
- ・その他の建造物についても、建替、改修等に際して地域の風情に調和するものとします。

品格ある建物の表構え

- ・建物の表構えは、伝統的な建造物や町並みに調和する、品よく落ち着いたものとします。
- ・屋外広告物等については、法令等の基準を遵守するとともに、町並みの質を高めるよう配慮・工夫をします。

祇園新橋の風情を味わう空間づくり

- ・無電柱化や自動車交通の抑制など、歩行者が通りの風情を味わうことのできる空間づくりを進めます。
- ・駐車・駐輪、騒音、撮影など、通りの風情を乱すような行為は慎みます。
- ・地域で商いを営むにあたっては、風情のある空間に調和しつつ、魅力の向上に寄与するような振る舞いを心がけます。

.....

以上の将来像の実現に向けて、この地域で新たに居住する方、あるいは事業を行う方には、以降に記載した「4-1. 地域まちづくり活動に、一緒に取り組みましょう。」及び「4-2. 町並みに、お互い配慮しましょう。」を十分に理解いただき、定められたルールに従って協議会との事前協議を行っていただきます。


3.

事前協議の方法

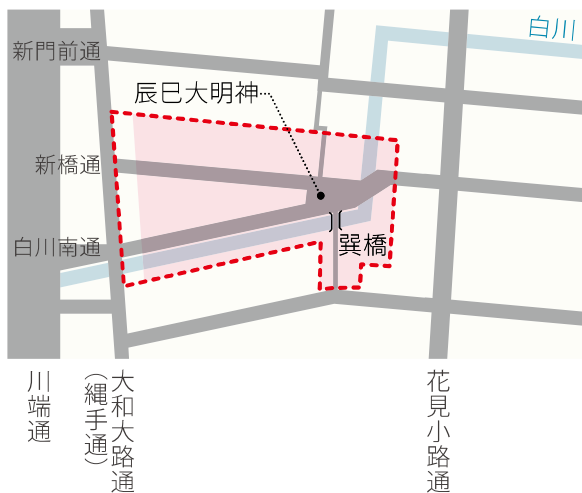
事前協議は、祇園新橋で暮らし、事業を行うもの同士で、この風情を守り育てるために、協力関係をつくることを目指しています。

風情を共有する区域で まとまります

協議対象地区は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区及び、これの西側に接する縄手通り東側沿道とします。

※以下  は、祇園新橋景観づくり協議会の区域です。

 : 伝統的建造物保存地区



景観に関わる行為が 対象です

当地域では、以下を事前協議の対象とします。京都市の許可等を必要としない行為であっても、事前協議をお願いします。

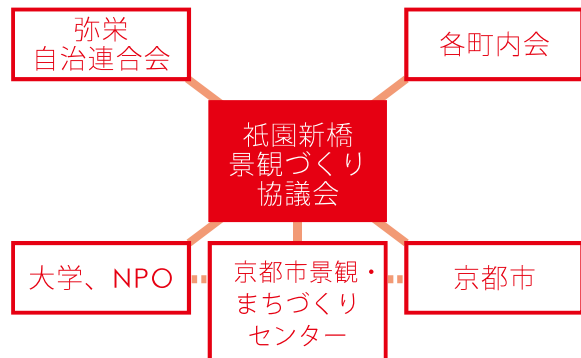
(対象行為)

- 建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
- 屋外広告物等の掲出
- 新たに営業行為を行う場合。業種・業態の変更を行う場合
- その他、祇園新橋の風情に影響を与える行為

なお、小規模な改変等は、事前協議が不要な場合がありますので、協議会に早めにご相談ください。

皆の力をあわせる 体制をつくっています

協議会に含まれる町内会や自治連合会はもとより、大学等や行政の協力・支援も得て、祇園新橋の風情を守るため、力を合わせて活動に取り組める体制をつくっています。ご不明なことは、お気軽に協議会までお問い合わせください。



建物の新築や改修時は、 協議会と 事前に話し合いをします



1 事業者が区域内で計画をする。

協議会への事前協議の申請

- ・事前協議は、行政への手続き前に進めてください。計画段階など出来るだけ早い段階で行っていただくことが望ましいです。
- ・建築主（事業主）の方は、まずは協議会に事前協議の申請を行ってください。



2 協議会と話し合いをする。

※京都市の「地域景観づくり協議会」制度を想定

事前協議への参加

- ・事前協議は、月1回程度開催しています。日時、場所等については、事務局からお知らせいたします。
- ・事前協議にあたり、事務局から指定された書類を用意し、事前に事務局に提出してください。



3 景観の行政手続きへ進む。

市への報告

- ・協議した内容については、建築主（事業主）が京都市へ意見聴取報告書を提出する必要があります。その写しを協議会にも提出してください。

4 地域に合った景観や文化、風情が保たれる。

〈協議の流れ〉

4-1.

地域まちづくり活動に、一緒に取り組みましょう。

祇園新橋の風情を守り、育てているのは、ここに住まい、ここで商いを営む地域の人たちです。周りに配慮しながら建物を整え、表を粹に設える。地域の人たちが協力し、地域の祭事を営み、通りをきれいにし、まち全体を整える。普段からの取り組みによって、まちの風情が保たれています。

こうした地域の活動に参加することから、地域の文化を理解し、地域の担い手の一員となっていたきたいと思います。

主な活動

- ・通りや白川のお掃除への参加
- ・祇園祭、地藏盆、その他地域の行事等への協力
- ・自治会、町内会等に参加
- ・町内会で行う防災訓練等、自主防災活動への参加

※祇園新橋をよりよくしていくため、地域内外の人が参加できるまちづくり部をつくって活動しています。

	(地域・学区)	(町内会)	(祇園新橋まちづくり部*)
1月	●花街始業式	●辰巳大明神 寒供養祭	●祭の準備 ●定例会 (原則毎月第2火曜)
2月	●節分お化け	●辰巳大明神 初午祭	●祭の準備 ●定例会
3月			●白川のお掃除 ●定例会
4月	●都をどり	●白川宵桜ライトアップ	●桜のお掃除 ●定例会
5月			●定例会
6月	●放生会		●定例会
7月	●祇園祭	●辰巳大明神 土用供養祭	●祭の準備 ●定例会
8月	●八朔 ●お盆	●地藏盆	●定例会
9月			●定例会
10月	●温習会		●定例会
11月	●祇園をどり	●かにかくに祭 ●辰巳大明神 お火焚祭	●落ち葉のお掃除 ●定例会 ●祭の準備
12月	●事始め ●南座顔見世		●定例会

4-2.

町並みに、お互い配慮しましょう。

「建物、工作物等」「屋外広告物等」「地域で生業を営む際のマナー」の3つに対して、祇園新橋の町並みへの配慮事項を定めます。

配慮事項 1

建物、工作物等

方針

京都を代表する祇園新橋の風情を守るため、建物、工作物等の建替、改修等にあたっては、京都市伝統的建造物群保存地区条例をはじめ、京都市の規制を遵守するものとします。

加えて、簾の掛け替えを含め、建物、工作物等の適切な維持管理を行い、落ち着きと風格のある町並みの質を高めることに寄与します。

配慮事項

協議対象地区は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区、もしくは、歴史遺産型美観地区祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、旧市街地型美観地区のいずれかに指定されており、これらの基準を遵守するものとします。

※区域図は、ページ05を参照



- ・ 簾をかける際は、簾の質も含めて、祇園独特の雰囲気と調和するよう配慮します。
- ・ 外部から、建物内部が見えにくいよう配慮します。
- ・ 建物外部に物品類（野菜、酒瓶等）の陳列はしません。建物内部であっても通りから容易に見える箇所では陳列はしません。
- ・ ポスト、新聞受け、電気、ガスメーター機器その他の表の設えは、町並みに調和するよう十分な配慮をします。
- ・ 工事の際には、物件周囲の清掃をはじめ、近隣や通りへの影響に配慮します。

配慮事項 2

屋外広告物等

方針

屋外広告物等については、京都市屋外広告物等に関する条例に基づく祇園新橋屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画に定められた基準等を遵守することを基本とします。

加えて、落ち着きと風格のある町並みに調和し、町並みの質を高めることに寄与するよう、屋外広告物等や表構えの設えに配慮します。

配慮事項

協議対象地区は、祇園新橋特別規制地区、もしくは歴史遺産型第2種、第4種地域に指定されています。これらの規制を遵守するとともに、歴史遺産型第2種、第4種地域のエリアについても、祇園新橋特別規制地区の基準に準じるよう配慮します。

- 屋外広告物は、祇園新橋の町並みに調和するよう、材料や色調に配慮します。
- 看板やメニュー等には、写真や絵画等を原則使用しません。
- 屋外広告物の総面積は、条例の基準の上限に関わらず、出来る限り最小限とします。
- 突き出し型、置き看板、メニュー板などの看板については、道路上に出さないこととします。
- をどり、歌舞伎の公演その他これに類するもの以外のポスター等で、期間が限定されていないものは、掲出しません。
- 伝統的な意匠の提灯、のれん、幔幕などを、季節や祭事に応じたふさわしいもので表を飾ります。
- 照明については、原則、電球色とし、明るすぎないように配慮します。

配慮事項 3

地域で商いを営む際のマナー

方針

祇園新橋を訪れる人が、この風情を味わえるように、多くの人を迎えもてなすまちにふさわしい振る舞いを心がけます。歩行者が安全に歩けるよう配慮します。また、ご近所や観光客の迷惑になるような行為はしません。

配慮事項

- この地域で新しく暮らし始める、あるいは営業を始める際には、ご近所へのあいさつまわりを行います。
- ゴミ出しのルールを守り、近隣に迷惑をかけないように配慮します。
- 従業員の自転車は、道路上に放置せず、表から見えないところに駐輪します。
- 門掃き、水撒き等を行い、表をきれいに保ちます。
- 近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません。
- 他人に迷惑をかけないように撮影マナーに配慮します。
- 土地、建物の売買を行う際は、出来るだけ早めに協議会に知らせるようにします。
- 火の始末については、消防署の指導に従い適切に対処します。
- 長時間の駐車はしないようにしましょう。

「地域景観づくり協議会制度」とは

(京都市ホームページより)

● 制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

● 制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「地域景観づくり計画書」として市長が認定します。計画書に定めた「地域景観づくり協議地区」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、協議会と意見交換を実施していただきます。

お問い合わせ

祇園新橋景観づくり協議会

京都市東山区新橋通大和大路東入元吉町 44-2 ㊦り 萬内

Email: gionshinbashitatumi@gmail.com

HP: <http://gion-shinbashi.blog.jp/>

平成 30 年 5 月発行